

令和元年度
(2019 年度)
事業報告

(自 2019 年 1 月 1 日至 2019 年 12 月 31 日)

公益財団法人 J&C

令和元年度事業報告

公益財団法人 J&C は、国際間の相互理解のもと、人づくりを通じ、開発途上にある海外の若者を対象として日本において期間を定めて職業訓練を施し、これからの時代を担う若き人材の育成による国際貢献を目指す。

当財団は、平成 29 年 11 月 1 日に施行された「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）に則り、外国人技能実習生受入事業を行う監理団体（以下「監理団体」という。）として、誠実かつ適正な事業運営に努め、技能実習法の基本理念及び同方針を堅持することである。また、役職員一同日々自己研鑽に励み、実習生受入事業におけるより一層のコンプライアンスの確立に努め、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を外国人技能実習生の派遣国へ移転する国際貢献に寄与することが設立目的である。

平成 29 年 9 月、内閣府に対し外国人技能実習生受入事業を主目的とする公益財団法人の認定等に関する法律で定める申請をしたところ、同 30 年 8 月、公益認定等委員会の答申を経て 8 月 14 日付で公益財団として認定された。

他方、平成 30 年 10 月 5 日付をもって認可法人外国人技能実習機構より外国人技能実習生受入れ特定監理団体の許可を受けて、当財団は、中国、ベトナムをはじめ、東南アジア諸国等開発途上国からの外国人技能実習生の受入れ事業をスタートし、令和元年 7 月 5 日、最初の技能実習生であるベトナム人 3 名の入国を迎えた。

また、当財団は令和元年 5 月 14 日付けに内閣府に対して「新たな外国人材の受入れ制度である「特定技能 1 号」で在留する外国人にかかる支援事業」の事業追加申請を提出したところ、同年 10 月 21 日付をもって内閣総理大臣から収益事業として変更認可を受けた。また、改正入管法に規定する「登録支援機関」として同年 11 月 8 日、出入国在留管理庁長官から登録支援機関登録された。

今後も当財団は「技能実習生受入事業」及び「開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業」等、公益事業等の一層の拡大推進を図って参る所存である。

I 公益事業

1 技能実習生受入事業

技能実習生受入れ制度は、現在は、主流となっている「団体監理型」と「企業単独型」に区分され、当財団は前者であるところ、団体監理型技能実習生の受入体制・監理体制の整備拡充を図ることは、事業運営上最も重要である。中でも外国人技能実習生に対する日本語教育等の教育コンテンツの拡充を図りながら受入事業を正しく迅速に軌道に載せることが重要である。

本年度は、ベトナム及び中国を合わせ合計 36 名(ベトナム 32 名、中国 4 名)の実習生を受け入れた。また、約 30 名の技能実習生の受入が予定されている。人数を大きく増やすことは、質の低下にもつながりかねませんので、急がず慎重に、技能実習制度に理解のある新たな受け入れ企業を開拓するように努めます。

また、外国人技能実習法に定める受入れ監理団体として優良監理団体を目指した受入活動と共に、実習実施機関の優良認定化を推進する。

(イ) 送出し機関の選抜と連携

適正な技能実習事業は、受入機関だけの努力ではなく、海外の送り出し機関の技能実習制度の理解度も重要である。そのため、当財団は派遣国現地へ赴き、前職企業の訪問調査を行う等と、送出機関の選定と連携を重要視して臨み、その送出機関と契約を締結の上、優秀な技能実習生（以下「実習生」という。）を確保することとしている。また、当財団の担当者等が直接現地に赴き、選抜試験や面接に立ち合い、或いは skype 等の IT 通信を利用して実習生候補者と面接を実施し、18 歳以上の若者で心身ともに健康な人材を選抜する。

(ロ) 実習生に対する講習の実施

(1) 海外での事前講習

実習生が外国人技能実習生制度の趣旨に沿った技能実習を十分に全うするためには、日本への適応力及び日本語能力が不可欠である。そのため、当財団は送出国と連携して、来日前、事前講習を実施する。事前講習は技能実習制度の趣旨に沿った適正な技能実習の確保を目的として、技能実習生候補者に対し、4ヵ月間の事前講習を行う。講習内容は日本人による日本語・技能習得に関する知識をはじめ、日本での生活一般に関する知識や我が国でのスムーズな環境適応に関するものである。

(2) 入国直後の集合講習

来日後は株式会社嘉博商事との委託契約により同社の講習センター（東京都立川市にある）講習を全寮制で1ヵ月以上実施する。

- ・技能実習が円滑に行われるよう、日本の風俗、習慣等を理解させるため、日本語の再教育、日本の生活一般及び技能習得に関する知識の教育を行う。

- ・実習生が適法に在留するための知識や労働者として受ける法的保護に関する知識について外部専門家により教育を行う。

- ・技能の修得等を安全に行うための知識、規律正しい生活を行うためのルールについて教育を行う。

(ハ) 24時間対応の相談体制

実習生が抱えている悩み事や相談等に対応するため、フリーダイヤル電話や通信アプリ Wechat、LINE 等を活用して、24時間体制で実習生の母国語を話せる職員を配置している。また、実習生からの苦情・相談等に対しては、正確な実態把握に努め、その都度、的確に指導を行い、技能実習・生活環境の改善向上に努める。

(二) 訪問指導及び監査の実施

平成 29 年 11 月 1 日、技能実習法が施行されたところ、その技能実習に基づいた団体監理型技能実習の実施及び労働に関する法令等の基準を満たし、技能実習を適切に実施する必要があるところ、3 ヶ月に 1 回以上頻度で監査を実施することである。当該監査は技能実習法に定める監理責任者の指揮の下で①技能実習の実施状況を実地に確認すること②技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受ける③実習生の 4 分の 1 以上と面談④実習実施機関の設備、帳簿書類等の閲覧⑤実習生の宿泊施設等生活環境の確認を確実に実施している。

また、「第 1 号技能実習」の活動期間中は、1 ヶ月につき少なくとも 1 回以上、受入れ企業を訪問し、技能実習の実施状況を実地で確認するとともに認定された技能実習計画に基づいて実習を適正に行わせるよう必要な指導を行うこととする。なお、技能実習法・労働関係法令の違反が判明した場合は、直ちに監理責任者の指揮の下に臨時監査を実施する。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

今年度は、実習生の派遣国である中国及びアジア諸国に関して、政治・経済、投資・労働環境、海外事業展開の現況・課題、今後の展望等に関する情報等を収集し、調査研究の上、海外進出を希望する企業に提供している。

企業の海外進出を支援することを目的に、会員企業及び非会員企業関係者からの相談に積極的に対応するところである。

また、我が国企業が、開発途上国への進出を希望している企業を対象とし、より円滑に希望国へ進出できるよう、対象国や技能実習生派遣国への視察を行い、現地の投資環境等をリサーチの上、関係企業等との意見交換の場の提供や設定をはじめ情報収集及び商談斡旋などをこれからも行う予定である。

II 収益事業

(1) 教本の販売

技能実習を終了し帰国した元実習生をはじめその関係企業、関係者、或いは一般の方を対象として教材を販売する事業である。

帰国後、職場のリーダーを目指して活躍中の者や自ら起業する者のために必要な知識を身につけさせることを狙いとする所謂スーパーバイザー養成の通信教育教材である「チームリーダー育成通信講座」を開発途上国で編集、発行している。

教材は、比較的やさしい日本語で作られているので、日本語の学習にも役立つものとなっており、やる気と集中力を上げる便利で画期的なチームリーダー育成に役立つ通信教育用教材であり、中国を中心としてアジア諸国（日本を除く）で展開をする予定である。

今年度は技能実習生送出し機関と連携して今後より多い元技能実習生たちにこの通信教育を読んでいただくように努めるところである。

(2) 在留資格（特定技能1号）にかかる支援事業

平成31年4月スタートした新たな外国人材受入制度は、人材を確保することが困難な状況にある一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れるため在留資格「特定技能」が創設された。

当財団は受入企業のニーズに対応すべく特定技能外国人の支援業務を積極的に実施する予定である。支援事業は対象となる外国人を受け入れる企業の委託を受け、支援計画の作成補助や日常生活又は社会生活上の支援を行う体制の整備を図り適正かつ円滑な在留に質するため実施するもので「特定技能1号」で在留する外国人にかかる支援業務を行う。